

後期高齢者医療の 高額療養費など

●問い合わせ

保険医療課 内線153

後期高齢者医療で医療機関にかかったときの窓口負担額が高額になった場合、次のような制度があります。対象となる方には後期高齢者医療広域連合から「お知らせ」を送りますので、役場保険医療課で手続きをしてください。

ただし、ほかの市町村から住所を移された方や、死亡された方などには「お知らせ」ができないことがあります。心当たりがある場合は、保険医療課へ問い合わせてください。

高額療養費

1か月の医療費が高額になり限度額を超えた場合、後期高齢者医療広域連合からの通知を受けて申請すると、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます（2回目以降は申請不要）。

・外来だけの自己負担金額が個人の限度額を超えた場合は、その限度額を超えた分を支給

・入院を含む場合や同じ世帯に後期高齢者医療で医療を受けている方が複数いる場合、その自己負担金額の合計が世帯の限度額を超えた分を支給

高額介護合算療養費

同じ世帯の後期高齢者医療制度の加入者が1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、下表の自己負担区分ごとの自己負担限度額を超えた場合に申請すると支給されます。

■高額療養費の自己負担限度額

負担区分	自己負担限度額	
	個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
現役並み所得のある方	44,400円	※80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

※負担区分が現役並み所得のある方で、過去1年間に3回以上、世帯の限度額を超えて高額療養費に該当している場合、4回目から世帯の限度額は44,400円

■医療費と介護サービス費を 合算する場合の自己負担限度額

負担区分	自己負担限度額
現役並み所得のある方	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

※自己負担額の計算対象となる期間は、毎年8月1日から翌年7月31日まで

※高額療養費や高額介護(予防)サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除く。

※入院したときに医療費の自己負担額以外に負担した食事代や差額ベッド代などは対象外

介護サービス利用に 関する法律相談 (無料・予約制)

●とき

2月5日(木)

午後1時30分～4時30分

●ところ

役場 相談室1

●内容

介護サービスの利用上で生じたサービス事業者とのト

ラブルに関する相談で、法律問題を含むもの

●対象

知多北部広域連合から要介護または要支援の認定を受けた被保険者およびその介護者

●定員

6名(先着順)

●応対者

知多北部広域連合 顧問弁護士 熊田均氏

●申し込み

1月8日(木)～22日(木)の午前8時30分～午後5時に電話で問い合わせ先へ※相談したい内容が分かるようにしてください。

●問い合わせ

知多北部広域連合 総務課
☎052(689)1651